

## 西宮市香花売場の使用に関する要綱

この要綱は、西宮市香花売場（以下「売場」という。）に係る地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による使用の許可に関し、西宮市立墓地条例、西宮市行政財産使用料条例、西宮市公有財産規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### （使用許可）

第 1 条 売場をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、必要な条件を付すことができる。

### （使用の申請）

第 2 条 前条の規定により許可を受けようとする者は、行政財産建物使用許可申請書に下記の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本、法人にあつては登記事項証明書
- (2) 履歴書、法人にあつては業務経歴書
- (3) 前 2 号に定めるもののほか市長が必要と認める書類

### （使用期間）

第 3 条 売場の使用期間は、1 年以内とする。

2 使用期間満了後継続して売場を使用しようとする者は、当該使用期間満了前に行政財産建物使用許可更新申請書を提出して、市長の許可を受けて使用を継続することができる。

3 前項の場合において、第 6 条に規定する届出が適切になされており、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）の氏名、法人名、住所、所在地等に変更がない場合など、市長が認めるときは前条各号に規定する書類の添付を要しない。

### （使用料の納付）

第 4 条 西宮市立墓地条例施行規則第 24 条第 2 項ただし書きで規定する市長が別に定める場合は、使用者が第 7 条に規定する連帯保証人をたて、かつ、使用者の申出があつた場合又は使用者（新たに使用許可を受けた者を除く。）が第 7 条第 1 項第 3 号に規定されている条件を満たして納付することを誓約するこの要綱で定める様式 1 の誓約書を提出した場合とする。

2 前項のうち第 7 条に規定する連帯保証人をたて、かつ、使用者の申出があつた場合については、使用者は毎月末日（当該末日が、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 142 条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、当該末日の翌営業日）までに当月分の売場の使用料を納付しなければならない。

### （目的外使用の禁止）

第 5 条 使用者は、売場を使用の目的外の用途に使用してはならない。

(変更の届出)

第6条 使用者(本条第1号については当該使用者の相続人等、本条第3号及び第4号については当該法人の代表者)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 使用者が死亡したとき。
- (2) 使用者が住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 使用者が法人にあっては、解散があったとき。
- (4) 使用者が法人にあっては、合併その他の異動があったとき。

2 前項の届出内容に起因し、住民登録情報、法人登記情報等の変更がなされた場合には、遅滞なく、第2条に規定する添付書類を市長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第7条 使用者は、連帯保証人を立てなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においてはこの限りではない。

- (1) 使用者が公共的団体であるとき。
- (2) 使用料を全額前納するとき。
- (3) この要綱で定める様式1の誓約書を提出し、使用料(年額)を使用許可を受ける年度の4月30日(当該年度の4月30日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、当該年度の4月30日の翌営業日)までに全額納付するとき。
- (4) 前3号のほか市長が特にその必要がないと認めるとき。

2 前項に規定する連帯保証人は、引き続き3年以上市内に住所又は事務所を有し、かつ、前年度の所得が1,000,000円以上又は公募価格が300,000円以上の固定資産を有するものでなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときはこの限りではない。

3 使用者は、連帯保証人が欠けたとき、又は連帯保証人が前項の要件を欠いたときは、直ちに他の連帯保証人を立てなければならない。

4 使用者は、連帯保証人が住所又は氏名若しくは称号を変更したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(休業の届出)

第8条 使用者は、事故等により休業しようとする場合は、その理由を添えて市長に届け出なければならない。

(取扱物品等)

第9条 使用者は、香花売場使用許可条件に基づき、売場で扱う物品等の品目及びその価格を設定しなければならない。

2 前項の価格は、売場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(使用者負担)

第10条 売場の電気使用料、水道使用料その他の光熱水費等は使用者の負担とする。

(使用の廃止)

第 11 条 使用者が使用を廃止しようとするときは、その 30 日前までに市長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第 12 条 使用者は、建物又は付属設備を滅失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出てその指示に従い、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が天災その他やむをえない事由があると認めるときは、この限りでない。

(検査)

第 13 条 使用者は、使用期間が満了したとき、使用期間中において使用を廃止しようとするとき又は第 15 条の規定により使用許可を取り消されたときは、市長に届け出て検査を受けなければならない。

2 前項の場合において、建物又は付属設備に滅失し、又はき損したものがあるときは、前条の規定を準用する。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 14 条 使用者は、売場の使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し)

第 15 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 使用者が死亡したとき。
- (3) 使用者が法人にあっては、解散したとき。
- (4) 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

様式1

# 誓約書

西宮市長 様

私は、下記のとおり、西宮市立墓地条例第18条に規定されている香花売場の使用料につき、西宮市香花売場の使用に関する要綱第7条第1項第3号の条件を満たして納付することを誓約いたします。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 記

- 香花売場の名称 ○○香花売場
- 使用者 住所（所在地）○○  
氏名（法人名）○○
- 香花売場使用料 年額○○円（月額○○円）  
（西宮市立墓地条例第18条、同施行規則第24条第1項及び行政財産使用料条例第3条第1項第2号）
- 納期限 ○年○月○日（ ）

以上

様式2

令和〇年（ 年）〇月〇日

〇〇〇〇 様

西宮市環境局環境総括室斎園管理課長

## 〇〇香花売場使用料の納付について（催告）

平素は当市墓地行政につきましてご協力いただきありがとうございます。

さて、〇〇様に納付いただく必要のある〇〇香花売場使用料について、納期限が過ぎておりますが、納付確認ができていません。

つきましては、下記とおり未納使用料を納付してくださるよう催告します。

下記の期限までにご納付いただけない場合は、行政財産の使用許可を取消し、原状回復の上、物件の明け渡しをしていただくことになります。

### 記

#### 1 未納使用料

（西宮市立墓地条例第18条、同施行規則第24条第1項及び行政財産使用料条例第3条第1項第2号）

#### 【令和〇年度分】

令和〇年〇月～令和〇年〇月分 〇月

各月納期限：毎月末日（当該末日が、民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、当該末日の翌営業日）

月額使用料 〇〇円

未納使用料総額 〇〇円

#### 2 納付期限 〇〇年〇〇月〇〇日（ ）

※未納使用料の金額は、令和〇年〇月〇日現在の金額です。

入れ違いで納付されている場合は、ご了承願います。

【連絡先】